

介護保険

65歳以上のかたの保険料

みんなで介護を支えよう

65歳以上のかたの介護保険料徴収がはじまります。介護サービスを十分に整え、そして介護が必要となったときにだれもが安心してサービスを利用できるように、保険料の納付をお願いします。

	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階	第五段階
生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市民税非課税のかた	世帯全員が市民税非課税のかた	世帯のだれかが市民税課税となっているが、本人は市民税非課税のかた	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満のかた	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上のかた	
保険料年額 (基準額×0.5)	保険料年額 (基準額×0.75)	保険料年額 (基準額)	保険料年額 (基準額×1.25)	保険料年額 (基準額×1.5)	
平成12年度	4,178円	6,267円	8,355円	10,444円	12,533円
平成13年度	12,533円	18,799円	25,065円	31,332円	37,598円
平成14年度	16,710円	25,065円	33,420円	41,775円	50,130円

※表中の保険料は年額になります。

65歳以上のかたは10月から納めていただきます

○老齢・退職年金が
年額18万円以上の人

10月以降に支払われる年金から2カ月分ずつまとめて差し引かれます。

○老齢・退職年金が
年額18万円未満の人

10月初旬に送られる納付書により、納期にあわせて各金融機関で納めていただきます(今年度は年額を4回に、来年度以降は7回に分けて納めます)。納付には便利で安全な口座振替をご利用ください。
※詳しくは9月16日号広報をご覧ください。

40歳から64歳までのかたは加入している医療保険と合わせて4月から納めていただいています

○社会保険などに加入している人
○国民健康保険に加入している人

医療保険料と合わせて給料から差し引かれます。保険料は各健康保険、共済組合ごとに計算され、半分は事業主が負担します。40歳から64歳までの被扶養者がいる場合は、別に保険料を納める必要はありません。

※詳しくは加入している医療保険者にお問い合わせください。

40歳から64歳の世帯員の保険料(介護納付金は、医療分と合わせて国民健康保険税として世帯主が納めます。保険料は所得や資産により算出され、医療分と同額の国の負担があります。)
※詳しくは税務課☎49-3111(内線216)にお問い合わせください。

Q 自己負担が高額なときは?

A 介護保険サービス(在宅・施設)を利用すると、自己負担は通常その費用の1割となります。この自己負担の1カ月の合計(1世帯にサービス利用者が2人以上いる場合はその合計)が一定額を超えた場合は、申請により返還されます。この上限額は、所得によって3段階に分けられます。申請の際にはサービス利用の領収書が必要ですので、大切に保管してください。

1世帯あたりの自己負担額の上限額

- ① 市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者など 15,000円
- ② 市民税世帯非課税者など 24,600円
- ③ ①②以外のかた 37,200円

Q 施設での食費について

A 軽減制度がありますか?

はい。介護保険施設に入所しているかたの食費の自己負担額は、現在1日あたり760円となっています。①、②に該当するかたは軽減されますので申請ください。

軽減後の食費自己負担額

- ① 市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者など 1日あたり 300円
- ② 市民税世帯非課税者など 1日あたり 500円

募集

大館市介護保険事業計画運営委員会
被保険者代表委員

本年四月から施行されました大館市介護保険事業計画の円滑な運営のため、進行管理を行う運営委員会の被保険者代表委員を募集します。

より充実した介護保険制度にするため、多数の応募をお願いします。

募集人員

2号被保険者代表 2人

応募資格

昭和12年12月2日から昭和35年12月1日までに生まれたかたで、医療保険に加入している市民

応募方法

「長寿社会と介護保険」をテーマに、800字以内の文章にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、略歴を明記し応募してください。
締め切り：10月23日(月)

申請 ☎017-0897

大館市字三ノ丸103-4

福祉事務所介護保険係

☎49-3111(内線402)

介護に関する苦情や困りごとは

介護110番へ ☎42-8260

介護保険についての

お問い合わせは

福祉事務所介護保険係

☎49-3111(内線402)